

県民参加型予算「みんなでつくるか みえの予算」実施要綱

1 実施目的

県民の皆さんの新たな発想や身近な問題意識を事業の構築に取り入れ、事業の質の向上や限られた資源の有効活用を図るとともに、予算の使い道について県民の皆さんの理解、共感及び納得性を高めながら県政に参画していただくことを目的とし、「みんなでつくるか みえの予算」（略称：みんつく予算）を実施する。

2 対象事業

(1) 対象事業の要件

別途定める募集テーマ（以下「テーマ」という。）に該当する事業で、想定事業費が概ね1,000万円以内であるもの。

(2) 対象事業から除外するもの

次のアからコまでのいずれかに該当すると認められるものは、対象事業から除外する。

ア テーマに該当しないもの

イ 概ね1,000万円以内の事業費で事業実施が不可能なもの

ウ 営利目的又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受けることを目的とするもの

エ 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの

オ 現金給付又は施設整備のみを目的とするもの

カ 公序良俗に反するもの

キ 既存事業又は過去に実施した事業と同一の内容であると認められるもの

ク 事業実施が不可能なもの

ケ 提案者の要件を満たさない者が提案したもの

コ その他、三重県が実施する事業としてふさわしくないもの

3 提案者

(1) 提案者の要件

年齢・居住地を問わず、どなたでも応募可能とする。また、単独でも複数名のグループでも提案者となることができる。

(2) 提案者から除外する者

次のアからエまでのいずれかに該当すると認められるものは、提案者となることはできない。

ア 三重県職員

イ 三重県議会議員

ウ 法人

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）関係者

4 提案方法

提案者は、別紙応募様式に必要事項を記入の上、三重県電子申請・届出システム、メール又は郵送により総務部財政課に送付する。

5 選定方法等

(1) 事業提案の選定

事業提案の受付終了後、所管部局において提案の内容を審査し、各テーマにつき選定候補案（1案）を選定した上で事業を構築する。

なお、事業内容は提案の内容や趣旨を尊重しつつ、必要に応じて所管部局において修正・変更を行う場合がある。

(2) 事業提案の審査の視点

提案内容の審査は次のアからエまでの視点で実施する。

ア 手段の有効性

- ・課題に対する解決策としてふさわしいものであるか

イ 事業の効果

- ・提案事業を行うことで、県民に対して大きな効果が見込まれるか
- ・県内に広域的に効果が波及するものであるか

ウ 手段の効率性

- ・事業規模、水準、手法は適切なものとなっているか
- ・想定される業務量が過大ではないか

エ 緊要性

- ・令和2年度に直ちに事業に取り組む必要があるか

(3) 事業の選定

「選定候補案」に基づき所管部局において構築した事業に対し、県民の皆さんによる投票と意見募集を実施し、知事が事業を選定する。

なお、事業の選定は、次のとおり2段階で行うものとする。

- ① 別途定める予算総額（以下「予算総額」という。）の半額程度に達するまで得票数の上位事業を選定
- ② 得票数に加え、県民の皆さんからいただいたご意見もふまえ、予算総額の範囲内で事業を選定

6 投票

(1) 投票者の要件

投票を行う時点において、満18歳以上であり三重県内に住所を有する者。

(2) 投票者から除外する者

次のアからエまでのいずれかに該当すると認められるものは、投票者となることはできない。

ア 三重県職員

イ 三重県議会議員

ウ 法人

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）関係者

(3) 投票方法

投票は、三重県電子申請・届出システム、メール又は郵送により行うものとする。

(4) 投票回数

投票回数は1人あたり1回とし、3事業まで投票することができる。また、投票者は、投票する事業に対し意見を付することができる。

7 結果の公表

実施する事業は、予算の発表時に知事が公表する。なお、提案内容の採択結果や評価などに対する個別の回答は行わない。

8 権利の帰属

本制度において提案されたものに係る権利は、全て三重県に帰属するものとする。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年9月19日から施行する。